

前橋天神山古墳を復元させるために
～歴史と現状・法律の役割～

群馬県立中央中等教育学校

1年4組 3番

岩間 柚月

1. 動機

愛犬の予防接種の帰り道、いつもの散歩道とは違う道を歩きながら周囲を観察してみると古墳らしき山が見えた。何かと思い住宅の間の細い道を歩いていくと、前橋天神山古墳であった。住宅と保育所に囲まれ、保育所の建物より小さく見え、とても小さな古墳だと思った。



前橋天神山古墳の説明版

夏休みになり東国文化の自由研究をすることを決め、調べてみると前橋天神山古墳は小さな古墳ではないことがわかった。そこで、どのような経緯で現在の形になり、どのようにすれば本来の形に復元できるのか調べてみたいと思った。

2. 疑問と予想

- (1) 一つ目の疑問は、古墳はなぜ現在の形になったのか。この疑問の予想は、高度経済成長期に人口の増加に伴い、宅地が多く必要になり団地造成の計画ができ古墳は現在の形に削られてしまったのではないか。
- (2) 二つ目の疑問は、古墳が削られるのを防ぐことはできなかったのか。この疑問の予想は、古墳などの文化財を守る法律ができる前に削られてしまったのではないか。
- (3) 三つ目の疑問は、古墳はなぜ復元されていないのか。この疑問の予想は、古墳の周辺に多くの住宅が建てられており用地がないため復元できないのではないか。

3. 研究の方法

- (1) 実際に前橋天神山古墳に行き、現在の古墳の形や大きさを体感し、大きさを計測する。
- (2) 上川淵地区郷土民族資料館に行き、副葬品や古墳の歴史を調べる。
- (3) 図書館の書籍やインターネットなどで住宅団地の造成や古墳の歴史、現在の形になった経緯を調べる。
- (4) 古墳が現在の形になるのを防止する法律がなかったのか調べる。
- (5) 古墳の本来の形を現在の地図に重ねる。
- (6) 古墳を復元するための条件を考察する。

4. 結果

(1) 前橋天神山古墳について

令和6年8月3日に前橋天神山古墳を訪れた。周辺の道路を通っても気づかないほど古墳は住宅街の中にある。道路に面したところに案内板があったので、入り口が分かった。住宅の間を奥へ進むと古墳が見えてきた。現在の古墳は四角錐台のような形をしており、大きさは縦20m、横30m、高さ6m程度だった。古墳に登る階段の前に門があったが、鍵がかかってないので自由に登ることができた。頂上に登ると「昭和四十五年十二月二十二日指定 県指定史跡前橋天神山古墳」と書かれた碑があった。近くにある八幡



現在の前橋天神山古墳



県指定史跡の碑

山古墳はとても大きく、目立つこともあり何度か訪れたことがあった。八幡山古墳は頂上に登ったり周囲を一周したり、形を把握するのに20分程度かかったが、前橋天神山古墳は5分もかからなかった。これほど小さな古墳にどんな歴史があるのかますます興味が湧いた。

(2) 上川淵地区郷土民族資料館について

令和6年8月3日に前橋天神山古墳を訪れた後、上川淵地区郷土民族資料館を訪れた。資料館は前橋天神山古墳も含まれている朝倉・広瀬古墳群のパネルや副葬品が展示されていた。私は、錆で茶色になり刃が欠けていた太刀



上川淵地区郷土民族資料館

を見て歴史を感じ興味が湧いた。また、パネル展示では現在の朝倉町・広瀬町・山王町に160基もの古墳が存在したことを知った。その航空写真（昭和21年10月米軍機撮影）が展示されており、現在はほとんど存在しないことがわかった。確かに、現在この地域を車で通っても、古墳の存在を感じることはできない。

前橋天神山古墳の副葬品は銅鏡 5 枚、紡錘車型石製品、銅鏃、鉄製武器類（太刀 5・剣 12）、鉄製農工具類（斧 3・鉋 8、鑿 3、釣針 5）など 15 種 165 点も出土した。特に銅鏡のうち 2 枚は「三角縁神獣鏡」という特殊な形の銅鏡で東日本では群馬県の 12 枚が最も多く、そのうちの 2 枚が前橋天神山古墳で出土しているので地位の高い首長の墳墓だと言える。また、この三角縁神獣鏡は国の重要文化財に指定されている。

（3）前橋天神山古墳の現在の形について

前橋天神山古墳は 4 世紀に築かれた。墳丘は 3 段に築かれ、全長 129m、前方部は幅 68m、長さ 54m、高さ 7m、後円部は直径 75m、頂径 25m、高さ 9m、くびれ幅 45m であり、東日本では一番古い時期に造られた。

古墳が築かれてから 1500 年以上が経った昭和 40 年（1965 年）に、市教育委員会が保存の必要性を決めたが、社会情勢の変化もあったことから県教育委員会の行政的な指導があり、平夷する（平らにする）ことになった。その後、古墳の周辺区域は昭和 42 年（1967 年）に市の区画整理事業に組み入れられ、平夷する計画は変わらなかった。しかし、平夷前に記録保存をすることを決め、調査することとなった。ところが、調査前の昭和 43 年 6 月行政の手続き上の行違いがあり、突如前方部が破壊された。そこで、改めて調査計画を立て第一次から第四次調査まで行われた。

第一次調査：昭和 43 年（1968 年）7 月 21 日～8 月 6 日

調査内容：墳丘現状実測と後円部葺石調査

第二次調査：昭和 43 年（1968 年）11 月 13 日～11 月 16 日

調査内容：両側周徨調査

第三次調査：昭和 44 年（1969 年）3 月 16 日～4 月 9 日

調査内容：後円部頂上粘土礫調査

第四次調査：昭和 44 年（1969 年）7 月 21 日～8 月 2 日

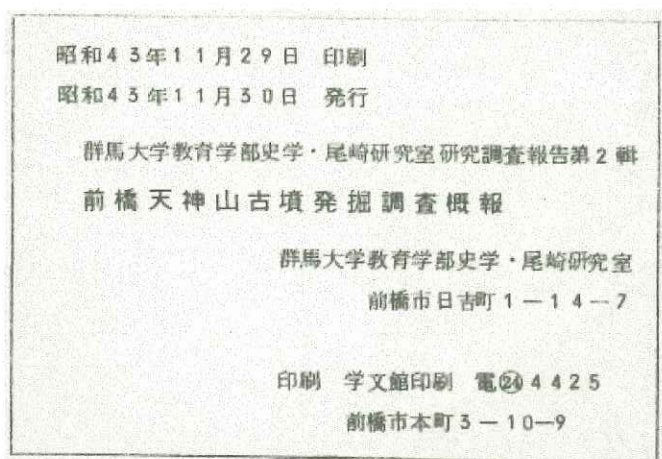
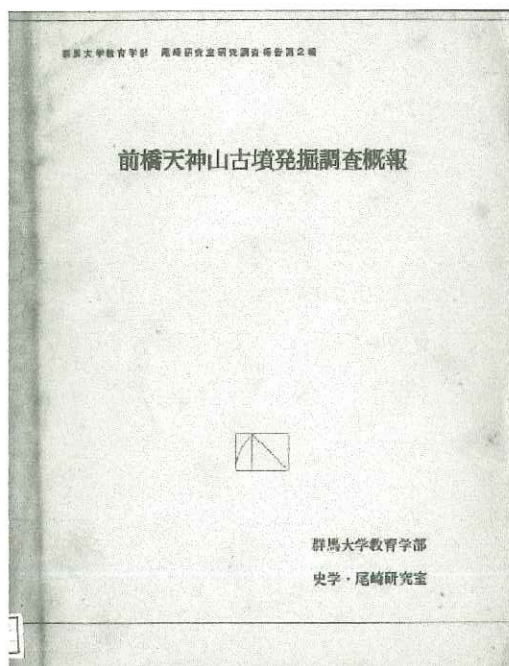
調査内容：前方部周徨調査



朝倉・広瀬・山王町の古墳群パネル



三角縁神獣鏡



前橋天神山古墳発掘調査概報

これらの調査より前橋天神山古墳を保存しようと関係諸機関は何度も会議を行ったが、区画整理事業の進捗状況により最小限として粘土槨を原位置とする現在の形が保存された。

(4) 古墳を守る法律について

古墳を守ることを調べたところ古墳は文化財であることから文化財保護法を詳しく調べてみた。文化財保護法は昭和25年(1950年)8月29日に施行された文化財の保存・活用と国民の文化的向上を目的としている。この法律は文化的な遺産を守り、活用するために重要な役割を果たしている。文化財保護法では、周知の埋蔵文化財包蔵地において土木工事などの開発事業を行う場合には、都道府県・政令指定都市等の教育委員会に事前の届出等(文化財保護法93・94条)を、また新たに遺跡を発見した場合にも届出等を行うよう求めている(同法96・97条)。また、出土品は所有者が明らかでない場合を除き、発見者が所管の警察署長へ提出することになっている(同法100条)。

上記において、開発事業の届出等があった場合、都道府県・政令指定都市等の教育委員会はその取り扱い方法を決める。そして協議の結果、やむをえず遺跡を現状のまま保存できない場合には事前に発掘調査を行って遺跡の記録を残し(記録保存)、その経費については開発事業者に協力を求めている(事業者負担)。

以上は文化財保護法の開発事業をまとめたものだが、これらの条文を読み解くと、たとえ古墳が存在していても記録保存するための期間は事業の停止命令を国指定の場合は文化庁、県指定の場合は県教育委員会、市指定の場合は市教育委員会ができるが、記録保存後は古墳を開発するかしないかを開発事業者が決めることができることになる。

(5) 現在の地図と前橋天神山古墳について

現在の住宅地図に参考文献より得た古墳の形を重ねた結果が図-1である。現在残された古墳の一部の中心部に後円部の中心を重ねることとした。図-1より、残された古墳の一部は全体の大きさと比べると、とても小さいことが分かる。また、前方部の南西の通りは朝倉町、広瀬町、山王町を直線で結ぶ大通りであり、後円部の南東の通りは駅まで通じる大通りである。このように地域の重要な通りの計画ができた時に前橋天神山古墳は、大きかったゆえに平夷することに決まったのだろう。

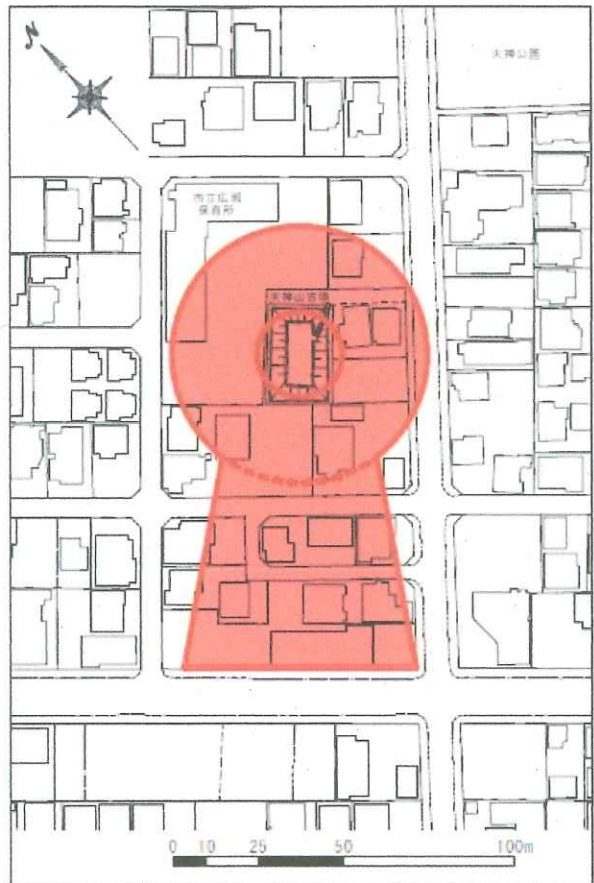


図-1 現在の住宅地図と前橋天神山古墳

(6) 前橋天神山古墳を復元するための条件について

前橋天神山古墳を復元するためには、前項で重ねた地図の用地が必要である。また、その用地に建てられている建物の移転が必要である。このことから、大前提として住民の理解と協力が必要である。移転には移転先を探し新たな住宅を建てるため、金銭的、肉体的、精神的な負担が大きくかかる。

前項において現在の地図に前橋天神山古墳を重ねた結果、複数の住宅や店舗、保育所の建物が建てられていることが分かった。図-2は古墳を復元した場合に移転が必要になる建物を色塗りしたものである。①～⑰までの17の建物が存在する。ここで、①は市立保育所、⑰は

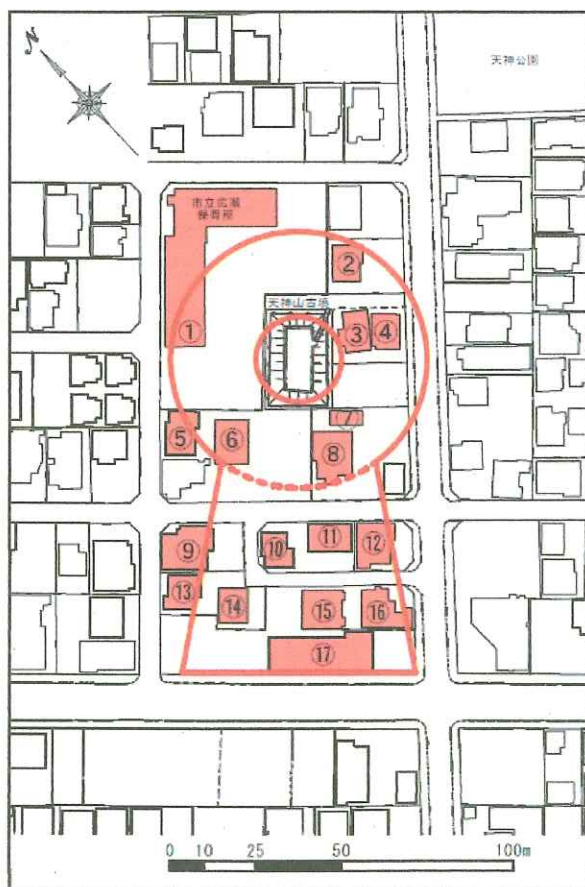


図-2 前橋天神山古墳の復元に伴う移転物件

店舗である。これらの建物を移転する費用について考えてみると、住宅は一軒 3,000 万円、店舗は一軒 5,000 万円、保育所は一校 1 億円とすると合計 6 億円になる。次に、図-3 は古墳の用地について色塗りしたものである。赤色は用地買収が必要な民地を表し、青色は用地買収の必要ない官地を表している。この面積を各々計測してみると、民地 4,730 m²、官地 2,930 m²であった。そして、用地を買収するのに必要な費用を求めるために、国税庁が公表している路線価図より古墳の周辺の路線価を調べたところ平均 4.4 万円であった。これより、民地の買収費用は 20,812 万円（約 2.1 億円）となる。建物の移転費用と用地買収費用を合計すると 8 億円を超えることがわかった。

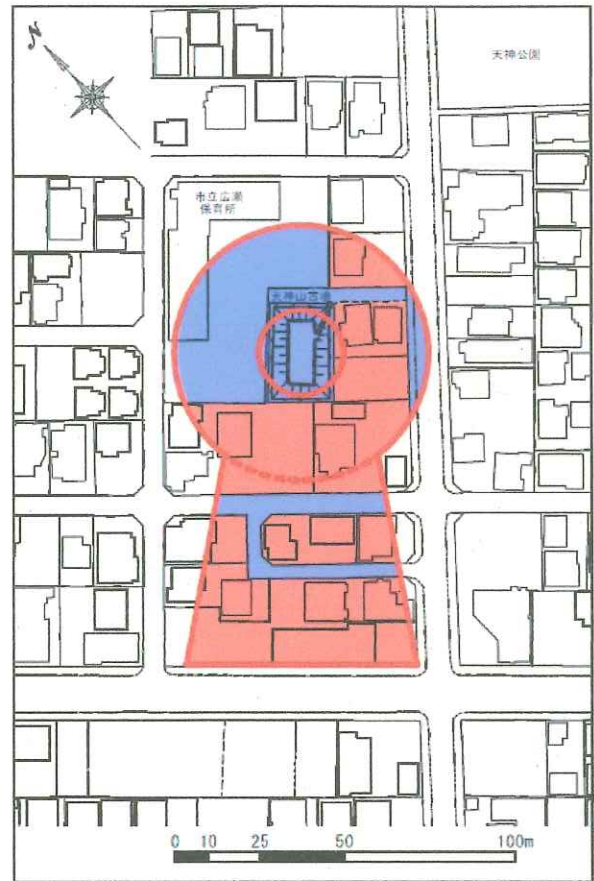


図-3 前橋天神山古墳の官民用地の区分

5. 考察

上記の「2. 疑問と予想」について考察する。

- (1) 高度経済成長期は昭和 30 年から 47 年とされており、前橋天神山古墳は昭和 42 年に区画整理事業に組み入れられ、最初に破壊されたのが昭和 43 年であることから、高度経済成長期に現在の形になったので予想通りであった。この時代は文化財を保存することよりも人々の生活が優先されていたことがわかった。
- (2) 古墳などの文化財を守る文化財保護法の施行は昭和 25 年で古墳が破壊されたのが昭和 43 年なので、法律ができた後に古墳が破壊されており予想は外れてしまった。しかし、文化財保護法は古墳を守る法律であったが、現在においても文化財を発掘調査し、その記録を保存すれば文化財が破壊されることがあるため、文化財を原型のまま保存するためには十分な法律でないことがわかった。現代は文化財を保護する気運も高く平成 31 年 4 月 1 日に文化財保護法が改正され、以前よりも文化財を保護できるようになった。

(3) 古墳が復元されていないのは過去に区画整理事業を行い、土地利用が民地主体で完了しており、そこに各々の生活があるため、または用地の取得や住民の建物移転に多くの時間と約8億円もの費用が必要であるため、復元できていないのではないかと。さらに、用地買収については、古墳の復元に必要な土地の買収を行った結果、小規模の残地が生じる可能性が高い。この場合、算出した面積よりさらに多くの用地買収が必要になることが想像されることから、費用は10億円を超えることが想像できる。また、古墳を復元することで大通りを遮断することは現実的ではなく、さらなる用地の買収及び道路整備が必要となる。これは、関係者がさらに増えることになり、関係住民の理解と協力を得ることが難しくなると思われる。これらのことより、はっきりとした理由がわかっているわけではないが、多くの条件が整わなければ復元することは困難だと思われる。

6. まとめ

前橋天神山古墳は他の古墳と比較して早い時期である4世紀に築かれ装飾品には、国の重要文化財に登録されている三角縁神獣鏡を含む15種165点もの出土品があったことから重要な古墳である。

高度経済成長期に区画整理事業に組み入れられ破壊されてしまった結果、現在は後円部の中心部が一部残されている。これを復元するための条件は、古墳があった用地に住む住民やその周辺の住民、店舗経営をしている事業者の理解と協力、住宅等の移転に要する多大な時間、10億円を超える費用等多くの条件が整うことが不可欠である。

7. おわりに

私は、人口が減少している現代において、文化財を破壊してまでの新たな開発事業は必要性を感じない。近年、文化財の確実な継承に向けたこれからの時代にふさわしい保存と活用が重要であるとし、平成31年4月1日に改正法が施行された。改正法は総合的な計画を作成し、協議会を組織できるとしている。協議会が組織されれば、多様な意見が交わされ文化財の保存と活用がこれまで以上にできると思われる。今後は、法がさらに改正され文化財は開発できないような措置が必要になると思う。

また、前橋天神山古墳を復元させるためには、多くの条件を満たす必要がある。その条件を満たすことは、とても困難であるが不可能とせず、歴史的に重要な古墳を復元させたいと強く思い行動することが大事である。一つずつ問題を解決できるリーダーが重要であり、そんなリーダーになれるように成長したいと思った。

8. 参考文献

- ・東国文化副読本 群馬県群馬歴史文化遺産発掘・活用・発信実行委員会 2023 年
- ・朝倉・広瀬古墳群 前橋市教育委員会文化財保護課 2013 年
- ・前橋天神山古墳図録 前橋市教育委員会 1970 年
- ・天小付近の古墳について 前橋市天川小学校・社会科研究部 1969 年
- ・前橋天神山古墳発掘調査概報 群馬大学教育学部史学・尾崎研究室 1968 年
- ・全国遺跡報告総覧 独立行政法人国立文化財機構奈良文化財研究所
<https://sitereports.nabunken.go.jp/>
- ・朝倉・広瀬の文化財を訪ねて 前橋市 HP 教育委員会事務局文化財保護課
<https://www.city.maebashi.gunma.jp/soshiki/kyoiku/bunkazaihogo/gyomu/3/4/5462.html>
- ・前橋天神山古墳【前橋市】 群馬県 HP 地域創生部文化振興課歴史文化遺産室
<https://www.youtube.com/watch?v=GxXgJ9XGVjM>
- ・令和 6 年路線価図 国税庁 HP
<https://www.rosenka.nta.go.jp/>